

農政の動き 2017年2月24日～3月1日

◇農水省が「輸出プロモーション機関」の概要を示す◇

農林水産省は、自民党の農林関係の会合で、新設予定の「輸出プロモーション機関」の概要を示した。日本産食品と食文化の一体的なPRなどを展開し、農産物の輸出拡大につなげるのが狙い。日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して独立組織を立ち上げ、輸出対象国での需要調査などを行うとともに、国内産地向けの相談窓口などを整備する。（2017年2月24日）

◇特産物マイスター16人に 認定書全国で255人に◇

日本特産農産物協会は東京都内で、第16回地域特産物マイスターの集いを開き、2016年度の認定者16人に認定書を交付した。地域特産物の栽培や加工で卓越した技術を持ち、産地育成などに指導的な役割をする人を認定する制度。今回でマイスターの認定総数は全国で255人となった。（27日）

◇16年産米の1等比率は83.4%（1月末現在）◇

農林水産省は、2016年産の水稲うるち玄米の1等比率は1月31日現在で、前年同期比0.9高の83.4%と発表した。前月末比では0.2ポイント下がったものの、12年産以降最も高くなっている。2等以下への格付け理由は、心白と腹白が25.9%で最も多く、充実度が22.0%、着色粒（カメムシ類）が18.7%、整粒不足が17.1%だった。（27日）

◇鳥インフル 防疫措置完了も引き続き警戒を◇

佐賀県は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された江北町の養鶏場の半径3^{キロ}以内に設けた移動制限区域を解除した。これにより今季の家きん類の発生例（8道県10農場）の全てで防疫措置が完了した。ただ、近隣国では発生が続いており、農林水産省は引き続き警戒を呼び掛けている。（28日）

◇土地改良法等の一部改正案を閣議決定◇

政府は、土地改良法等の一部改正案を閣議決定した。農地集積を進めるため、農地中間管理機構が借り受けた農地を対象に、所有者の負担・同意なしで基盤整備事業などを実施できる仕組みを創設する。農村地域への導入促進の対象業種を拡大する農村地域工業等導入促進法と、日本の強みをPRできる規格などを制定する農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）等の一部改正案も決定した。（28日）

◇ジビエ活用推進へ先進団体の事例を報告◇

全国鳥獣被害対策サミットが東京都内で開かれ、2016年度鳥獣被害対策優良活動表彰の受賞自治体などが、被害防止や野生鳥獣肉（ジビエ）の利活用などの取り組みを報告した。飲食店や猟師、行政など60団体が連携し、県産ジビエのブランド化を進める「くまもとジビエ研究会」（熊本県、農林水産大臣賞）の田川敬二事務局長は、ジビエの利活用に重要な異業種連携には、互いの立場や利害を調整する「コーディネーター」が必要と強調した。（28日）

◇日本農学アカデミー GMOの実証栽培を提言◇

日本学会議会員や農学系大学長、国立試験研究機関の長などで構成する日本農学アカデミー（古在

豊樹会長)は、「遺伝子組み換え作物」(GMO)の利点を実証する栽培試験などを求める提言を発表した。除草剤耐性テンサイは雑草防除と直播に高い効果が期待できるとし、栽培試験が行える環境づくりに国と北海道が取り組むよう求めた。試験結果を公表することで、組み換え技術の農業上の利点の理解促進につなげるのが目的。(3月1日)